

平成17年4月からの年金制度改正のお知らせ

公的年金制度は、私達の生活を支えるものとして、大変重要な役割を果たしています。少子高齢化が急速に進行する中で、将来に渡り「持続可能」で「安心」な年金制度とするための年金制度改正が平成16年に行われ、平成16年10月から施行されています。今後も平成17年4月から、平成20年4月にかけて年金制度が順次施行されることになっています。

今回は平成17年4月からの主な変更点について一部ご説明します。

1 平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は月額13,580円です。

現役世代の人口減少や平均寿命の伸びといった少子高齢化が進行している状況を踏まえ、将来の現役世代の過重な負担を避けるために、最終的な保険料水準を法律で定めて、最終的基準まで時間をかけて毎年小刻みに保険料が引き上げられることになりました。これにより、平成

10年4月から月額13,300円に据え置かれていた保険料が、平成17年4月から280円ずつ引き上げられ、最終的に平成29年度以降は月額16,900円に固定される予定です。

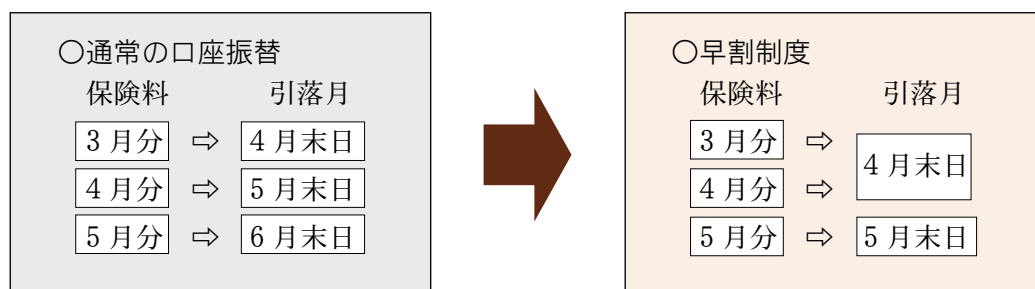
2 月々の口座振替に早割（当月保険料の当月末引落し）制度が導入されます。

通常の口座振替（当月保険料に翌月末引落し）は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると**月額40円**が割引となります。早割制度を申し込みすると翌月末の初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料（従前の保険料と40円割引された保険料）が引落としとなり、その後の毎月の保険料が40円割引となります。

口座振替による「1年前納」等についても、新たに前納割引を適用します。4月から来年3月まで、1年間分の保険料を口座振替で前納する場合、現金による1年前納と比較して、さらに**530円**の割引となり**3,420円（年）**が割引されます。

【早割のイメージ図】

平成17年3月中に申し込んだ場合



4月分以降の保険料は40円割引

*口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

口座振替・早割制度を利用される場合は、手続きが必要です。

3月から、申し込みができますので、宇和島社会保険事務所までお願いします。（3月末日近くのお申込みは登録が間に合わない場合があります。特に金融機関を経由してお申し込みする場合は、お早めにお申し込みください。）

※国民年金基金の掛け金と国民年金の保険料を合わせて口座振替している方へ

国民年金保険料の納付を前納に変更する場合は、3月18日必着で基金へのお申し込みが必要となります。

【問合せ先】 愛媛社会保険事務局宇和島事務所
鬼北町役場 町民課保険年金係

☎ 0895 - 22 - 5440（代表）
☎ 0895 - 45 - 1111（内線214）